

第5回 広域系統整備委員会議事録

日時 平成27年9月14日(月) 10:00~12:20

場所 電力広域的運営推進機関 神保町ビル 201~203 会議室

出席者:

<委員>

- 古城 誠 委員長(上智大学 法学部地球環境法学科 教授)
岩船 由美子 委員(東京大学 生産技術研究所 特任教授)
大橋 弘 委員(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
加藤 政一 委員(東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授)
工藤 禎子 委員((株)三井住友銀行 執行役員 成長産業クラスターユニット長)
田中 誠 委員(政策研究大学院大学 教授)
福田 隆 委員(関西電力(株) 執行役員 電力流通事業本部 副事業本部長)
松島 聡 委員(日本風力開発(株) 取締役)
柳生田 稔 委員(昭和シェル石油(株) 執行役員 電力事業部長)
内畠 弘直 委員代理(JX日鉱日石エネルギー(株) リソーシズ&パワーカンパニー 電気事業部 電気業務グループマネージャー)
川崎 斉司 委員代理(大阪ガス(株) ガス製造・発電事業部 電力事業推進部 事業戦略チーム 課長)
樋口 一成 委員代理(中部電力(株) 経営戦略本部 広域・技術調査グループ長)

<オブザーバー>

- 杉山 佳弘(経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力需給・流通政策室 課長補佐)
山本 宣行(経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力需給・流通政策室 電力流通政策係長)
相澤 聡(東北電力(株) 電力ネットワーク本部 電力システム部(系統計画) 課長)
池本 克行(中国電力(株) 流通事業本部 計画担当マネージャー)
岡部 孝継(電源開発(株) 流通システム部 変電・系統技術室長)
坂井 晃(中部電力(株) 流通本部 工務部 計画グループ長)
菅 弘史郎(九州電力(株) 電力輸送本部 系統計画グループ長)
丹原 秀樹(関西電力(株) 電力流通事業本部 事業基盤グループマネージャー)
中澤 太郎(東京電力(株) パワーグリッド・カンパニー 系統エンジニアリングセンター 所長)
電気供給事業者 8社

欠席者:

- 伊藤 久徳 委員(中部電力(株) 経営戦略本部 部長)
大村 博之 委員(JX日鉱日石エネルギー(株) リソーシズ&パワーカンパニー 電気事業部長)
坂梨 興 委員(大阪ガス(株) ガス製造・発電事業部 電力事業推進部長)
(以上 敬称略)

配布資料

- (資料 1) 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて
- (資料 1 別紙) 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 基本要件及び受益者の範囲 (案)
- (資料 2) 東京中部間連系設備(FC)に係わる計画策定プロセスについて
- (資料 2 別紙) 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画 基本要件及び受益者の範囲 (案)
- (資料 3) 広域系統長期方針の策定について
- (資料 4) 一般負担の上限額設定に関する検討状況について

1. 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

- ・事務局より資料 1、資料 1 別紙により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

(古城委員長) 前回加藤委員から供給信頼度の向上による受益の考え方について質問があった。本件について、資源エネルギー庁オブザーバーから回答をお願いします。

(資源エネルギー庁オブザーバー) 只今の件、本日の資料 29 ページに関する質問だと思うが、供給信頼度等の向上による受益の考え方について、この費用負担ガイドラインの考え方に基づき、算出されている。増設した発電設備の発電容量を A、既存の発電設備の容量を B、需要を C としたときに、 $A+B+C$ という分母で A を割るという式を記載しているが、この式の考え方について、加藤委員から B と C は N-2 故障の発生確率を考慮すべきではないかというご指摘をいただいた。この点について回答したい。この算定式は一般負担額と特定負担額の費用負担の算定にあたり、供給信頼度の向上による受益を控除する算定式を用意したわけだが、系統増強の負担について、新規電源のみならず、既設の電源や需要家が受ける恩恵を考慮するのが公平ではないかとの問題意識によるもの。とはいえ新規電源の立地がなければ系統増強の必要がなかったことを考えると全額一般負担ということではなく、新規電源に一定程度の特定負担を求めるのが妥当ではないかという考え方から資料のようにしている。

その際、N-2 故障という概念は、設備形成上考慮すべき事故率ということではなく、設備増強の恩恵を新規電源と共に享受することになる既設電源や需要家の対象をどこまでとするかを規定するために導入した概念であるのご理解いただきたい。

その上で、新規電源に一定程度の特定負担を求める場合、その特定負担率として、この評価式での評価が妥当と言えるのかということも加藤委員の問題意識であろうかと思うが、本算定式では、新規電源と既設電源及び需要家の受益をキロワットの規模に応じて単純に評価しているわけだが、本指針策定の基本方針として客観性と透明性の確保できる枠の制度を作るということを目的としている。仮にその N-2 故障の発生確率を考慮する算定式とすると、送配電事業者により個々の地点ごとに事故の発生確率を策定するというような作業を求めることになり、さきほど申し上げた基本方針に対して、少し課題があるのではないかと考えている。

参考までにこの点について、制度設計ワーキンググループで、委員からの発言があるので、紹介させていただく。これは早稲田大学の林先生の意見だが、新しく電源を連系して送電線が増強されれば、その分その送電線を使用して消費者とか他の電源の人は恩恵を被るということで、みんなでその分母で割って、新規連系線の負担を分けるという感覚は、厳密ではないかもしれないが、考え方としては良いのではないかと思う。

要は供給信頼度における恩恵を、それを被る電源や需要家の電力規模で割り、新規電源の負担をなるべく軽くするというのは、良いのではないかと考えている。という意見もいただいている。

(加藤委員) もともとこの考え方自体が、厳密にこれだというものがあるわけではなく、どこかで割り切りがあるかと思う。その意味で少し疑問を提示させていただいた。この考え方で今回特にお金の計算も出ているので、他の委員の方から、これくらいであるならばこのような考え方で妥当であろうといった意見が出て、納得いただければ良いのではないかと考えている。

(福田委員) 私の方から一点確認と一点ご意見を申し上げたい。まず一点目、10 ページについて前回私からの3端子の案について技術的にもう少し詰めてもらいたいという意見を汲んでもらい、今回10 ページが出てきたと思う。過酷・稀頻度故障時の詳細な評価、それからコスト面の評価をしっかりとってもらっており、大変ありがたく思う。

その中で、H+E 案と J 案を比較すると、私が心配していた信頼度、流通面のところだが、評価としては H+E 案が二重丸で、J 案が丸ということで、多少 H+E 案の方が良いが、J 案も悪くはないという評価だと読んだ。

工事費の方は、逆に少し J 案の方が安いという評価になっている。このような観点から、現時点の判断として、基本要件は H+E 案ということで、これはこれで良いと思っているが、今後、実施案の応募をした際に、例えば J 案の方がコスト的に安いということであれば、そのような案も実施案の中で提案可能なのかどうかという点について一点確認をしたい。

もう一点は、工期の打ち出し方について7年から11年程度を目標ということで、これはこれで良いと思っている。ただやはり、工期が非常に厳しい中で、できるだけ短い工期を達成しようという事になると、前々回、私からプレゼンをさせていただいたが、広域系統の整備に対しては、重要送電線の指定とか、事業認定の要件緩和というもの、工期短縮を図っていく上でも必要ではないかと思う。

(樋口委員代理) 一点目、3端子の接続の話だが、前回、伊藤委員から中部関西間の連系線では技術的な問題から3端子送電線による連系は避けたという事例を紹介させていただいた。

その課題については、本日の資料の13 ページにまとめていただいた通りだが、同じ3端子でも系統の構成によりリスクが異なる。中部関西間の連系線については、仮に3端子送電線とした場合、さらにその次の区間の既設送電線が短いということがあり、適切な保護が難しいということから、影響が当社の全系統に及ぶほどリスクがあるという判断をした。今回の案件も系統状況を踏まえてシビアに技術検討を行っていただき、リスクは許容される程度に極小化できると判断をするということであれば、3端子構成とすることに異論はない。

もう一点、費用負担についてだが、本日の資料の26、27 ページでは、区間2の負担について説明がなされたわけだが、指針の文言通りに今回のケースに適応すると、区間2は一般負担になるという整理であるということは理解した。その一方、区間1だけでは、同期安定性の制約が残るために区間2の対策を組み合わせることで、連系線容量を1,120万kWに

するという整理であれば、区間2についてはループ化に伴う受益はあるものの連系線容量拡大に必要な対策ということで、その容量を確保する事業者に特定負担いただくという考え方も成り立つと思うので、全額を一般負担にするというのは、少し疑問が残る。

また、例えば、27 ページで仮に区間1と区間2の間の3端子になっている分岐線が無いという案で要件を満足したとすると、その場合は区間2も連系線としての特定負担の対象となるということになるので、なんとなく釈然としない。以上のような疑問点が、仮に例えば東北エリアの需要家の方から出たときにどのように答えるのか、納得できる回答が整理できるのであれば区間1と区間2は資料のと通りの整理に同意したいと思う。

→ (事務局) まず福田委員からの1点目の質問、J案も実施案に応募できるのかということについて、システムの安定性や経済性、工期を短縮化できるかといった面について基本要件を踏まえ総合評価を検討した上で良い案があれば他の案でも実施案として応募可能と考えている。

樋口委員代理からの2点目の質問だが、参考資料として費用負担の在り方に関する指針案を配っている。これの4ページ目(2)の前提条件の3行目に記載してあるが、「基幹系統を構成する送変電等設備については、系統利用者も不特定多数であることに加えて、当該設備が設置されている供給区域の一般電気事業者においても、原則として特定の電源の設置に伴って増強等がされた送変電等設備であることを常に意識した需給運用や系統運用が行われる訳ではなく、他の一般設備と同様に需給運用及び系統運用が行われることになる」という旨。あと5ページ目の中段の4行目には、「もっとも、その増強等により需要家や他の系統利用者など、エリアの広範囲にわたって裨益が想定されることから、一般負担を基幹系統については、原則として考えていくことが適当である」と一般的な原則が記載されており、下2行目に「ただし、特定の電源からの送電を目的として増強等がされる場合であって、特定の電源からの送電のみを目的として運用される部分、この部分についてのみ、明確に受益の特定が可能であることから、このような場合は、例外として扱う」と記載されており、これらを理由として、基幹系統を構成する送変電設備の増強などに係わる費用について整理されているところ。これらの考え方に基づく資料26、27ページの区間2については、特定の電源からの送電を目的として増強等がされる場合には該当すると考えられますが、東北エリアにおいてループを形成しているため、特定の電源からの送電のみを目的として運用される部分には該当しないと考えられる。この指針の内容にかかわらず、仮に特定負担を求めるという考え方にするのであれば、発電設備設置者の負担に対する対価として、当該特定負担を行った電源に対して、特定の電源からの送電のみを目的として運用しなければならないということになるのだが、ループ系統であるためこのような運用は困難であると考えられる。よってこれらを指針案でいうところの例外として扱うことは適当ではないと考えている。

(岩船委員) 一点目は19ページの工期の件だが、今回想定エリアでは用地交渉の面において海岸線の方が大変だという話が前回あったと思うが、それに比べると比較的円滑か難航かという、どのくらいの水準なのかというのを一点お伺いしたい。今回の想定というのが難航する側ではないと考えて良いのかということをお伺いしたい。二点目は43ページだが、空押さえ禁止は費用負担者であっても適用除外にならないという、この注意項目の意味を教えてください。三点目は今回9.5千円/kWの特定負担の見込みということだが、これが今回繋げられるであろう電源のコストに比べて、今回募集される方々にとって想定内と

いか大体どの程度の水準の金額なのかということ为例えば過去の送電線建設と比べたりして、どのようなレベルなのかについて教えてもらいたいと思う。

→ (事務局) 一点目については、実際にはこれから実施案の募集をして、その応募する方がルート調査などをすることになるので、なんとも言えないところではあるが、現時点ではかなり厳しいといったことは、オブザーバーで参加していただいている東北電力、東京電力からは現時点では聞いていないという状況。

二点目の43ページの空おさえの禁止のところだが、これは連系線利用するにあたって、有効に活用して行くというところで、使わない部分は開放するという空おさえ禁止というものが現状ルールであるので、それを記載している。

三点目の9,500円程度の見込みというのが、事業者によってこれが大きいかどうかということは、何とも申し上げることはできないが、後ほどの一般負担額の上限額設定に関する検討状況についての資料4で、過去、連系線ではないがアクセス線の特定負担がいくらぐらいかということに記載しているところでは、(過去1年間の)実績としては2万円以下で契約に至っている(案件が多い)。個社の事情で、9,500円がどのようなレベルかというのは、事業者の判断になるかと思う。

→ (事務局) 最後の点、補足すると今回の資料4の6ページにそのグラフが出ており、後ほど説明があるが、左の棒グラフのオレンジ色の部分、これは1万円を超えるレンジでも契約の実績があるということ。ただし、今回提示するのは連系線の部分だけの負担になるので、個別の発電機から系統へのアクセスコストがこれに加わるので、総額ではいくらかというのは、また別の判断になる。

→ (古城委員長) いまの質問だが、空おさえ禁止と容量登録の権利を継承することもできないと書いてあるが、費用負担したものの使わなくなったらすべて没収ということになるのか。

→ (事務局) 現時点では明確に権利を引き継げるという事が文書に落とされていないので、もう少し明確化していくことが必要になって来ると思う。

→ (古城委員長) いまのルールだと費用負担したが使わなくなった場合は、完全に没収ということか。

→ (事務局) 使わない期間は、空おさえ禁止ということで開放してもらう。

→ (古城委員長) 使わなければ他の人が使うというのは、当たり前だと思うが、お金を払っているわけなので、精算は何もないのか。要するに使わなくなったら、ある程度返してもらえるか、それとも使わなくなったら、もちろん広域機関の許可は受けないといけませんが、自分の責任で他の人に使ってもらい、その部分を回収できるという形にしないと、つじつまが合わないと思うのだが、今のままだと使わなくなったら没収ってことか。

→ (事務局) 現時点では返金というルールは無く、もともと今回のルールの建付けとして負担をいただく事を前提にシステムの整備を図るということなので、途中で撤退をしたからと言って返金される、この事業から途中で抜けられるというスキームではないということ。

→ (佐藤理事) 日本では送電権という権利の設定がされていない。当然ながら送電権という権利があつて、はじめて引き継ぐとか転売するとかということになるが、それがいま日本では設定されていないので、おかしいかなと確かに思うところもあるのだが、権利自体が設定されていないので、そうならざるを得ない。

→ (古城委員長) 日本では、いろんな法制度で一般的には特許となっている。特許を与えたとすれば、その特許の法制度は主務官庁の許可を得て、譲渡できるということになっている。なぜ、

(特許を譲渡できるということが)一般的になったかという、そうしないとすごいリスクだということになるため。

→(佐藤理事)今までは、ほとんど送電線を持っている会社、つまり一般電気事業者が作っていたので、他に送電権自体の概念としてあっても実際の問題としては、浮上して来なかった。ただ今後いろいろな方が入って来ると、お金を払ったのにどうするのかということは当然出て来るので、まさに委員長が何回もおっしゃっているように、はたしてこれで良いのかというのとは相当出て来るとは思う。

→(古城委員長)事業者はやろうと思ったが途中で挫折したときに全部取られてしまうのだと、すごいリスクだということになり腰が引けてしまうのではないかと少し心配。

(岩船委員)もし一辺放棄した後にもう一度使いたいという場合は、使う権利はあるのか。空押さえの期間にもよるかもしれないが、そのような取り決めは何もないのか。

→(寺島理事)少し補足させていただきたい。空押さえ禁止というのは、いまの先着優先ルールの中で容量登録はできるが使わないならば、皆さんで作った送電線を無駄にしてはいけないので、使わないなら使わないと事前に言って開放してくださいというのが空押さえ禁止ルール。

先着優先のルールの中で、連系線建設同時電源としての容量登録の権利を確保するために対価を払ったのであれば、いまの先着優先ルールの中のルールに従ってくださいと言っているだけ。なので、ここに書いてあるように容量登録は10年目も11年目もずっとしたければできる。ただし直前になってまで使わないのに持っていてはいけないというだけなので、一度開けたものが戻せるかという、空押さえルールでは一度開けたものはもう戻せない。ただし自分が使える、将来も使うというものの確保はできることになっている。

ただ、今ここで言っているのは、契約が継承されるかということをお話されていることだが、契約があるという前提で容量登録ができるというのが先着優先のルールなので、その電気の売買契約がなくなったらどうするのだという、今の先着優先ルールの中では、その容量登録ができなくなってしまうということ。そこについては、ご指摘の今のルールの中での色々な問題があるということは、承知しているつもりだが、今の時点では、何とも申し上げられない。

(大橋委員)三点ある。まず一点は、工事費が出てきているが、この工事費に関しては基本的にこの会議で数字は出て来たが中身についてはまだ精査していないということだと思う。基本的には、過大スペックかどうかということはこの資料から当然わからないので、どこかの段階で支払い側を含めて精査されているスキームがないと、請求書だけ来て中身がわからないが支払いなさいと言われたというかたちになりかねないと思う。この場ではないかもしれないが、どこかでそのような議論がないと過大な工事費が出てきてもおかしくないかなと思う。

二点目は、先ほども出たが27ページ目か26ページ目。以前の資料までは、私もなんとなく理解でき、区間1を増強しても、そのメリットを享受するためには区間2の増強も必要である。よって区間1も区間2も同様に扱うのだと説明されていた。ガイドライン上は地内だということかもしれないが、いま機能上の観点から見ればこの緑の線がどこを引っ張っているかというだけの話と前回は議論したかと思うので、そうすると緑の線がどこであれ

機能上同じなので、機能という観点で見れば、いまの扱いとしては同等とすべきではないかというお話だった。この区間2を作ることにより、新規開閉所以北のエリアにもメリットがあるということが、今回の論点として出て来たのだと思うが、どのくらいメリットがあるのか。ものすごく小さいメリットであれば、前回と同様の扱いの方が私はわかりが良いと思う。

ガイドラインの、あるいは広域機関のガイドラインも含めて、そのままアウトラインするならば、この場で議論する必要はなく、ここでは、それぞれの連系線とか系統状況に応じた応用とかアプリケーションの仕方というのを議論するということなので、このガイドラインに書いてあるのでそのままやりますというのは、この場の議論にはふさわしくないと思う。もし、電気工学的に説明がつくのであれば、私はそれで異論はない。

同様に29ページ目のA+B+Cだが、これもこのABCの定義というのは、38ページ目に書いてあるわけだが、加藤先生がおっしゃられていて、加藤先生が納得されていたのであれば私は構わないのだが、A+B+Cというのは、加法的に扱うものなのかというのがやはりよくわからない。この確率というのは、今回のケースでどのくらいなのかというのが、やはり重要で、ほとんど起こらないというのであればBはゼロだろうと思うし、わかりやすさが重要だとおっしゃられたのだが、この機関ができたので、電気工学の専門的な知見を使って、どう費用のルールを考えるかということだと思うので、このガイドラインもどう工学的な知識を使ってアプライするのかというところは重要。ルールはルールとして別に否定するのではないが、そのルールをここにどう適用するかというのはやはり議論があるだろう。

→ (事務局) まず一点目にいただいた工事費の精査に関しては、いつか議論すべきということで、これから具体的に工事内容を詰めて行くので、その中で、みなさんにもご議論いただきたいと思っている。現時点でも、今までの工事費の実績などから調べて、工事単価的なものを活用してはじいており、一定の精度はあると思っている。あと二点目、三点目でいただいた負担の話だが、ご指摘のようにガイドライン上の整理がされているのであれば、この場の議論なのかどうかということとなると、今回の整理というのは、かなりガイドラインで整理されたところを適用しているので、議論して変わるということではないかと思う。もともと、このガイドラインでもって、みなさんの納得感をどれだけ高められるのかという話であるが、一律にこういう外形的なルールを適用することで、その場、その場で、判断が変わるようなことではなく、一律の考え方が適用されるという観点で、納得感が得られるようなルールになっていると考えている。そこに立ち戻った議論でもって今回の整理が変わることはないと考えている。

A+B+Cは、確かに色々な考え方があろうかとは思う。事故確率をかけるという考え方は、もちろんあると思うし、もっと言えばキロワットアワーという時間の概念も考慮するとか、需要を止めるという事であれば、停電コストをかけないといけないのではないかと、様々な考え方があるのは、承知はしているのだが、この考え方で全国津々浦々の系統に適応して、皆さんに納得いただくという観点では、このようなわかりやすい考え方というのは、ひとつ合理性があるのかなと思っている。さらに加えると、このABCだが、Aの部分、送電できる容量についてもN-2を前提にして、ある意味確定論として扱って、はじいた数字であるし、Bの需要についてもN-2が起こった時の結果として出て来る

数字という事で、ある意味 A も B も C も、N-2を同様に適用したともいえるので、一定の合理性はあると考えている。

→ (古城委員長) 大橋委員の質問に答えているかどうか分からないが。ガイドラインに従ったというのが結論。

(柳生田委員) 私も区間 1 と区間 2 の考え方に少し違和感がある。大橋委員のおっしゃるとおり、それでそうなのだとは割り切ってしまう、例えば東北エリアの方にご納得いただけるものなのか。今回は原因者が明らかに特定されている中で、そう少なくない額を一般で負担するという事に関しての客観的合理性という意味でいうと、制度でそう決まったからという一言でかたづけるには少し問題が大きいのではないかと感じる。

質問だが、開閉所があるのでそこで分けたということになっているが、例えばこの宮城中央から南いわきまで直で一本につないで、既存送電線に連系する電源は既存の方でカバーするという考え方が成立するとすれば、開閉所そのものがいらなくなるので、その分 2 百数十億のコストは下がったうえで、今回の区間 1、区間 2 という話がなくなるという整理もひとつではないか。技術的にどうなのかという背景がわからずに言っているが、それほど今回開閉所をつける位置っていうのは、非常に重要なポイントになるのであれば、他の代替案と比較してどう合理的なのかという説明は少なくとも資料でご提示いただきたい。

また、開閉所が今回たまたま真ん中ぐらいいににあったから、半分程度ということになるが、これが東京エリアに近かったとしたら、ほぼ一般負担になるということになる。開閉所の位置に負担の割合が依存するという事に関しては、今後少し大きな波紋を呼ぶことにもなりかねないという懸念点がある。ループという意味で言うと、東京エリアの中でループはしているので、ループしているかどうかで、切り分けるというのも少し違和感があると思う。

→ (事務局) 今回の負担の整理は、系統を外形的に見て整理をしていくものと考えており、それがガイドラインの基本的な考え方であると思う。系統の妥当性がまずあり、系統の形が決まった上で、この負担の範囲の考え方を適応して行くものと思う。電源線省令が今まであり、省令に沿って電源線の範囲が定められ特定負担の対象になっていたわけだが、その電源線についても、機能論で考えるとどんどん系統の中に入って特定負担分が増えて行くことになる。そこは一定のわかりやすさということで判断があり、外形的な基準として適用をされているのだと思う。今回もそれに則って判断したということなので、理解いただければと思う。

→ (資源エネルギー庁オブザーバー) 今回費用負担ガイドラインを作った時のそもそもの考え方について、少し参考までにご説明申し上げます。

まず基幹系統と基幹系統以外のところで大きく分かれるが、これまでは一般的にすべて一般負担で作られてきた。その現状をまず基本的に踏襲するということから入っている。ただその中で、すべて一般負担で良いかという時に、明らかに特定の電源の方が使うというのが明確である部分、契約認定という形で契約しているということが正にそれにあたるだろうということなのだが、そのようなところまで一般負担とするのはいかなものかということから、その部分については、特定負担を採用するという整理をし、それ以外の基幹系統以外については、特定負担と一般負担をもっと丁寧に見ていく必要があるということで、今回ご紹介した受益者負担という観点以外にも、設備更新あるいは設備

スリム化といった本来一般電気事業者が投資すべきところを一般負担とし、それ以外のところを特定負担として、その考え方をお示しさせていただいている。

今回地域間連系線と非常に大きな計画であるが、それぞれの事業者が日々その系統増強に直面する中で使うガイドラインということなので、なるべくシンプルでわかりやすいようなものということを意識して作った。

色々ご議論いただき、ご意見などもたくさんあると思うのだが、このようなガイドラインになっているところを少しご理解いただけたらと思っている。

→ (寺島理事) 私の方からも、この件について、委員の皆さまにご理解いただくよう説明させていただきたい。確かに区間1の容量を増やすために区間2を作ったのではないかという話もあり、また大橋委員、柳生田委員からは、機能的に本来考えるべきではないかという趣旨の話をされたと思うが、同時に私からお話しさせていただきたいのは、どうしてこれが外形的な議論で割り切らざるをえないかというガイドラインないしは、そのもうひとつ上にある電源線省令から入ってくるもの。

ご存知のように電源線省令というのは、平成17年の法改正で導入されたものなのだが、それは一個目の変電所までが特定負担で、それ以上はネットワーク負担となっている。例えば、今回程度の大きな系統にインパクトがあるような電源計画が過去にあれば、それは電源線だけでなくネットワーク線も相当増強しなければできなかったものが多々あると思う。ヒストリカルに考えていただいて、過去に色々な電源は、もちろん当時は一般電気事業者だけが大きな電源を作っていた時代なので、そこが区別なく作られて整備されて来たことは確か。

今回のようにそのトリガーがこの電源だからと言って、そのトリガーを理由にしてネットワーク線の整備を個別の事業者負担にさせてしまうということは、現状できあがったネットワーク線について一般負担をしていること自体について本当にそれで良いのか、いまの電源線省令で本当に良いのかという議論にまでなってしまう。

ネットワークの整備というのは、色々な形態で行われていくものがあると思うので、どこかでルールを決めてやっていることが、いまある現状のルールの延長線上として理解されやすいのではないかと考えている。

ある意味では、これは既存の事業者とこれから入って来る事業者とのイコールフットイングの観点からネットワークは一般負担という原則、そして電源線ないしは特定に運用されるものについてのみ特定負担というような考え方になっているという事をご理解いただければと思う。

→ (古城委員長) 基本的には、公表されたガイドラインに従って処理したということか。

→ (寺島理事) そうであるが、一方で現状の電源線省令による特定負担、一般負担とイコールフットイングも考えている。

→ (柳生田委員) 理解した。直通で変電所無しでという案ができない理由がわかれば、この場でご説明いただいても少し難しい話なので、資料を準備頂ければと思う。

→ (古城委員長) それはそのようにしたいと思う。

(工藤委員) 三点申し上げる。10ページについて、今回H+E案が将来の拡張性や制約面を含め総合的な観点から強い系統という事で、基本案とするということだと思っただけなのだが、ここにも書いてあるが、工事費精査というのは未済な状況であり、これはこれから応募する中で、他の対

策案も応募も可とする事から、本当にこれが一番良い案なのか、また工事費の精査もおこなわれると理解している。一方で、応募が複数あった場合はそれで良いと思うのだが、応募が単数の場合、工事費精査をどうするかというのは、ひとつ考えて行かなければいけないと思う。

二点目だが、ページ 19,20 に今回の工期のことが書いてあるが、用地状況と工事期間への影響があるファクターがまだ不透明であるので、計画との乖離発生可能性が払拭できない状況だと思っている。最終的に契約に落とし込んで行くことだと思うが、完工遅延もしくはそれに伴ったコストオーバーランが起こった場合の費用負担や補償をどのように行うのかという事も考えて行かなければいけないと思う。

三点目だが、前回も申し上げ、先ほど委員長からもお話があったのだが、送電権というのが現状確保されていないという事であるが、やはり送電建設のコストの回収期間と送電線の耐用年数が乖離しているというのは、売電コストの増加にもつながって行くのではないかと思っている。なかなか法律等で、難しい面があるのかもしれないが、やはり費用負担した人に対して、投資額に見合った権利の確保、また柔軟な容量登録権利譲渡というのをしていく必要があるのではないかと思う。

もちろん、発電所の立地の適合性という問題がある意味こう言った事で、判断させるというのもあると思うのだが、売電契約が継続されず、その後引き継いでくれる人もいなければ、ここで払ったコストというのは、権利を確保しても回収できないので、その予測、可能性を持ちながら発電事業者も立地をしていくと思うので、その送電線に対して投資したコストが回収できるかというのは、いずれにせよ緩和しながらやって行くことになると思うので、権利を確保して譲渡できるような仕組みというのは、将来的には、ご検討いただくべきではないかと思っている。

(川崎委員代理) 私からは三箇所ほど意見がある。最初は、先ほどの冒頭の議論に戻ってしまうのだが、10 ページ目の各案の比較のところ。J 案については、他案と比較して相対的に評価すると三角の部分もあるが、最低限必要な信頼性は満足していると理解している。実施案が出て J 案が一番安いとなったときに、J 案を選択する場合はそれで良いのだが、仮に信頼性を重視してより信頼性の高い他の H+E 案を選択する場合は、それによる追加コストは一般負担にするというような考え方もあるのではないか。

二つ目が、22 ページだが、前回弊社からご質問させていただいた内容の回答という認識。今回ガイドラインで評価するというのは、設備更新と設備のスリム化と信頼度の向上の 3 つの効果について、特定と一般の割合を分けるという事になっていると認識している。その場合、23 ページの別表 5-1 に書いてある効果のうち、ガイドラインの 3 つの効果以外の効果の扱いがどうなるのかよくわからない。

具体的にこの別表 5-1 の一般負担と書いてある、それぞれの効果というのは、特定と一般の割合を分けるのに、何も影響していないという理解になるのか確認したい。最後が、24 ページの最後の四角だが、今回行う特定負担額、一般負担額の試算には含めないとあるが、事業者から見るとおそらく、どれくらいの幅で試算に影響があるのかというのが気になる情報ではないかと考える。工事費に与える影響の程度が事務局の頭の中にはあり、充分小さいという判断をされているのだと思うので、今回の特定負担への影響を幅でも良いので、もう少し丁寧に説明があっても良いと考えている。

(加藤委員) 15 ページに書いてある計画だが、これは、あくまでも電源開発提起者が、どのあたりに電源を開発したいという前提の下で、すべての電力を送るための増強案であるという認識で良いか。

その時に、例えばこの新設の開閉所から南側に関しては当然問題ないのだが、安定度その他を考えてこうした構成にしたということはわかるのだが、北側の系統増強というのは、新規の大電源が新設開閉所の近くに置かれるという前提だったと思が、そこから南側に送っているわけなのだが、上からの系統というのは、もともとの提起者の中には、東北の北の方に太平洋側およびそれから日本海側に新しく電源を設置したいという事業者がおられて、その電気を連系点まで持って来る際にこの辺りの、要するに仙台付近の安定度の問題が出て来るので、増強せざるをえないという事で、ここの増強が入っていると認識している。もしそうであれば、北側に電源を導入したいという事業者が、今回までにコストなどを見て降りたという場合、この開閉所から北側の増強は、なくなるということになるのか。もしそうであれば、先ほどの区間1、区間2の一般負担云々という話があったが、もしその新規電源開発者が降りたら、この上の基幹系統の増強は不要になるのであれば、これを100%一般負担にするというのは、やはり少し違うのではないか。

色々皆さんから意見があったが、私は全くそれと同じで、ここのところも北側の電源事業者の電気を安定に送るための効果があるのだから、一部は特定負担になってもおかしくないのではないかという認識をしている。先ほど寺島理事から、以前大量の電源が開発されたときに一般負担でやって来たという話しだったのだが、基本的には従来の垂直統合の電力会社というのは、電源をどこに配置するかというのは、ネットワーク等のコストの見合いで最適化してきた。電力自由化においては、電源事業者の申し込みをきっかけとしてネットワークを増強するのであれば、ネットワークの増強は、最適化できない。

その最適化するためのシグナルは、経済的なシグナルだということを考えた場合に例えば東北の北側に作る事業者も東北の南側に作る事業者もこの連系線設備にかかる負担が全く一緒だということは、事業者に対して誤ったシグナルを与えるのではないか。そういった意味で、やはり系統増強が必要なところに電源を作ろうとした場合にそれなりの負担を求めて、それによってやはりネットワークと電源開発の最適化を図るべきではないかという意味で、すべてを一般負担にするというのは、電力自由化の考え方から反するのではないかなと感じる。

(田中委員) さきほど43 ページで、送電の権利の話が出たので、まずコメントしたい。やはり権利の設定は、現在のルールがあるのだが、現状のルールを踏まえながらも本来であれば権利をどう設定して、取引をするしないというようなことを含めて、本来もっと議論すべきことだと思う。先ほど、どなたかもおっしゃっていたが、権利を売買できるということは、やはり本来は健全な事だと思う。例えば事業を5年でやめて、残り5年どうなるのか。10年少なくとも容量登録可能で、10年権利があるとすると残りの5年分の権利を売ってしまい、お互いに当事者同士良い状態になるなら望ましいということだと思う。43 ページにも書いてあるが、新たに生じた空容量の使い方の検討も必要だと書いてある。権利を設定するという事は、この新たな空容量の話にも関係してくるわけで、空容量というのは権利だということ、例えばの話でもっと使いたい人が入札でこの権利を買いたいという事もできるのかも

しれない。いずれにしても全ての空容量も含めて、権利の設定という観点で、すごく重要と思う。今すぐに議論するのではないのかもしれないが、大事な論点だと認識すべきだ。

次に 20 ページのところ、概略工期の検討のところなのだが、工期の目標設定と、本当にその目標の期間を実現できるのかという点について、広域機関としての苦悩というかジレンマがすごくこの 20 ページからにじみ出ていると思う。接続希望が来ているので、7年～11年ということで基本要件としては目標を設定して、実現ができそうな事業実施主体なるべく選定をしていくという事で、目標設定としては良いと思う。ただ 20 ページの上の方にも書いてあるが、標準的な工期だと、なかなか難しいと書いていて、実際 19 ページを見ると、1993 年以降の 12 件の中で、11 年以内で終わっている工事の亘長だけを単純に見るとせいぜい 50km とか 60km とかの亘長の工事しかない。今回の工事は単純に計算すると 150km ぐらいの亘長が全長であるということだからかなり長い。過去に 11 年以内で終わっている工事では、100km のものもないし、ましてや 150km のところもないということで、非常に厳しいのかなとも思う。実際は、単純に亘長が長いから工期期間も比例するとは思わないが、過去に 16 年かかっている工事を見ると 100km 超えて 114km、184km ということで、やはり亘長が長い。ルート調査にしても用地交渉にしても難航する地点が発生する可能性としては、亘長が長くなれば長くなるほどリスクも高くなるのではないかと。作業員の確保が難しく、長期化したというケースもあるが、やはり今回のケースの亘長も長いので、作業員確保も短期間でやるのも非常に厳しい工事になるのだろうと思う。目標としてはよいのだが、現実はずごく厳しいというのが、この過去の事例を見ると非常に痛感をするところである。

私が何を申し上げたいかと言うと、目標を設定するのはよいとして、大事なことは今後の段階でどのようにその目標に近づけていけるか、7年～11年でなんとかやりきるということに向けて努力していかなければならない。では、どうしたら良いかという事なのだが、まず今回は、工事の実施主体を募集するという事で、選定の段階から工事費も下げてもらい必要がある上に、工期も短縮していくような事ができるような観点で、事業者を選定して行かないといけない。さらに、事業者を選定した後でも、広域機関としても工事の実施主体が工期を短縮してやってもらうというように強く促して行くような姿勢とそのような仕組みが広域機関としても必要なのではないかとと思う。

それから先ほど、どなたかおっしゃっていたが、行政上のルールに色々な制約があって、工期が長くなる可能性がある。そのような何か行政上のルールの縛りも色々あるかと思うので、規制の緩和とかも含めて、少し大きな話だが、行政側としても、このような送電線の工事に障害になるようなもので、かつそれを取り払っても問題がないようなものであれば、なるべくその障害を取り除いてもらいたい。工期を短くできるような、効率化できるような、行政ルールの見直しの取り組みも、行政側としても必要なだろうと思う。今回思ったことは、目標はこれで良いと思うのだが、やはり厳しい工事だろう。工期を非常に短縮する覚悟と努力が必要だということで、工事実施主体に加えて、広域機関と行政側も、やはり色々な側面から支援していかないといけないのだろうと思う。

(電気供給事業者オブザーバー) 資料 1 の別紙、「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の基本要件及び受益者の範囲の案」の一番最後の方に、短工期対策に関するところで暫定運用であるという前提で短工期対策の実施可能性について検討を行うという事が書いてあるが、これに

関して検討してもらふ費用とか様式とか、また、いつ頃出せば良いのか、もしわかれば教えていただきたい。

→ (事務局) 色々ご意見いただき感謝。大きく何点かポイントはあったと思うが、まず費用負担に対して、得られる権利が不十分でないかと。特に権利譲渡といったところ、今後しっかり検討していくべしという意見をいただいたと思う。

工事費の精査も実施案に向けて考えて行きたいと思う。工事費と工期面について広域機関としても、できるだけ短い工期でできるようにということで、どのような係わり方ができるのか考えて行きたいと思う。

加藤先生からいただいた系統の北側に入って来た電源による部分が大きいのではないかという話だが、現時点で応募されている個々の事業者がおられなければどうなるかというのを1個ずつシミュレーションしてやっているわけではないが、現時点では応募いただいた方々を前提にすればこういう検討ができるということなので、先々変わることも出てこようかと思うが、そこはご理解いただきたいと思っている。今回応募いただいた電源だけが入れば、それで系統として良いのかというと、また他の議論もあるかと思う。ポテンシャルとして、系統利用される方々が北の方におられるかと思うので、そこをどう扱うかということも含めて、系統は総合的に考えて行くべきと思っているところ。

→ (寺島理事) 各委員からのお話を受け、私の説明不足かと思い、補足させていただければと思う。確かに最適化というものについては発電事業者、ネットワーク事業者が分かれている中で広域機関の難しさを感じている。いままでの一般電気事業者のもとでは、一般電気事業者という企業が、そのエリアの需要家に電気を供給するのに一番いい方法は何かという最適化をされて来たと思っている。

今回、電力システム改革の中では、エリアを超えた色々な融通を含めた最適化ということを広域機関がやっていかなければいけない。これは私どもの重要な課題であり、難しい問題だと認識している。その中で、今回のケースというのは、すでに長期的な容量がずっといっぱいになって、利用枠がないというこの連系線の地点に、どうしたら良いのか。同時に応募をしてみたら、500万kWの人がたくさんの費用負担を前提に入ってきた。さらには、長期エネルギー需給見通しの中で色々な広域的な融通のポテンシャルがあるという東北エリアということも考えていけば、将来的には、やはりここはもう500kVの2ルート化をせざるを得ないのではないかというのが、この電力システム改革の最適化が非常に難しい中で、今の時点での判断ではないかと考えている。

そういう意味で、このプラン自体については、色々な不確実性の中での最適化をしているのではないかとご理解いただき、だからこそ、日本海側ではなくこの太平洋側での2ルート化の案が良いのではないかとご判断をいただいたと思っており、その意味で、今回審査していただいているというもの。

その上で、費用負担の問題では、非常に難しい問題になってしまったのは、先ほど申し上げたように既存の事業者と新規参入者とのイコールフットィング、いまの電源線省令でのエリアと特定の考え方の整理をさせていただきたいということを再度、申し上げたい。

最後に、この問題が一般負担化することによって、何かそのエリア間での問題が、不公平感があるのではないかというような意見もあるが、そこはこのガイドラインでは、事業

者間精算をもって便益を受けるエリアの精算をしようではないかということになっているので、それも含めて費用問題についてはご理解いただきたいと考えている。

(古城委員長) 色々議論が分かれているが、説明はもう1回したいと思う。ここでオブザーバーの意見を聞きたいが何かあるか。(意見無し。)

2. 東京中部間連系設備(FC)に係わる計画策定プロセスについて

- ・事務局より資料2、資料2別紙により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

(福田委員) 内容については、これまで委員会の中で議論された内容であり、特に異論はない。今回は、実施主体者応募は行わないという事で、電力もこの計画の実現に向けて頑張っていきたいと思っているところであるが、マスタープラン研究会の報告書に政策的な支援という言葉もあるので、この辺の検討も、引き続きよろしくお願ひしたいと思う。

(送配電事業者オブザーバー) 今回、基本要件の方はこれで固まってきたので、今後は実施案の策定に向けて、詳細検討を進めてまいりたいと考えている。基本的には、基本要件をベースに検討を進めていきたいと考えているが、経済性の面や技術的な面で、より合理性のある案が工夫できれば、詳細に詰めていきたいと考えているが、そういった裕度というところは問題ないか。確認させて頂きたい。

(事務局) ご質問に対して回答させていただく。基本的に今回の基本要件については、基本的な考え方、設計を示したものであり、今後実施案を事業実施主体の方に検討いただく中で、よりコスト最適化を考えた系統対策とかがあれば、それは提案していただき、事務局の方で評価して行きたいと思っている。

(事務局) FCについて、本日説明した基本要件と受益者の範囲をベースに、評議員会にも提示させていただく。また、東北東京間についても、頂いた宿題は別途整理させて頂くが、今回ご提示させていただいた基本要件と受益者の範囲をベースに、評議員会でご審議いただく。

3. 広域系統長期方針の策定について

- ・事務局より資料3により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り

[主な議論]

(加藤委員) このシミュレーションに関して、再生可能エネルギー、太陽光とか風力を入れること、これは非常に重要なことだと思うが、このマクロな考え方をするとき、おそらく風力、太陽光は一定時間一定出力で運転するというようなかたちで、エネルギー的な評価をされると思われる。基本的には、やはり風力、太陽光というのは、大きく出力が変動することがあり、このシナリオにあるような大量の導入をされると、ひとつの電力会社では需給調整が到底できず、その結果、連系線に大きな潮流変動が現れるということになって来る。単純な平均

値ではなく、その潮流変動を想定して、太陽光がこれだけ入っているから、これだけ過渡的に潮流が流れるというようなシミュレーションをした方が、再生可能エネルギーを大量に導入したときの評価という意味では、重要なのかなと思う。

要するに私の考えからすると、先ほど東北と東京の間の連系線を増強することとしたが、このシナリオでシミュレーションした場合、風力を東北に大量に導入することで需給制御できなくなり、今回増強した分くらいの容量を簡単に利用されてしまうというような事が起こりかねないので、それでもある程度評価するようなかたちで、やっていただきたい。

それからもう一点、これはコメントになるが、17ページの赤線のところについて、老朽化が進む流通設備について確実かつ効率的に設備更新を計画的に推進するとあるが、設備更新というと必ず作るわけで、要するに古くなった設備を必ず新しく作るわけではなく、先ほどの東北東京間のところでも一部の設備は廃棄して合理化をするところがあったように、破棄することも含め、合理的な設備形成を推進するように促した方が良いと思う。

(福田委員) 今回提示いただいた前提条件は、ひとつのシナリオとしてシミュレーションするということでは、これでいいかと思っている。ただ、話の中でもあったように将来の電源開発については色々な変動要素があり前提条件が変動した場合にはシミュレーション結果がどのように変動するか、こういった点についても、スタディをしながら評価していく必要があるのではないかなと思う。次回以降、色々結果も出て来ると思うが、その点、ご準備をお願いしたいと思う。

(樋口委員代理) 資料の8ページ目にシナリオの中の再生可能エネルギーの量が書いてある。今回提示された再エネのシナリオ①を見ると、北海道、東北については、最大需要電力を超えるような再エネが連系することになり、これはかなり運用面では難しいと想定されるシナリオであると思う。あくまでシナリオとして試算するということは、否定はしないが、せっかく検討しても技術的に成立性がないと無意味になってしまうので、並行して、シナリオが周波数維持など、安定供給面で運用可能であるかということも確認をしておく必要があるかと思う。

(岩船委員) 確か前回も申し上げたと思うが、5ページのモデルのところ、今回③でやるということが、少し後退したようで安心しているが、先ほどの加藤先生の話にもあったように、やはり再エネの変動をどう取り扱うかということは、非常に重要で、たくさんPVなり風力が入った場合には、単純なメリットオーダーでも決まらないという部分もあると思うため、やはり時系列での評価を大前提として、やっていただきたい。

得失のところには適切な前提条件を詳細設定することが困難であることを理由に三角がついているが、この組織がデータを集められなければ、どこも集められないと思う。なるべく前提条件となるデータの収集を頑張ってください、適切な時系列の評価ができるようお願いしたい。

(田中委員) 8ページのところで、再生可能エネルギーのシナリオがある。合計容量としては7,400万kW入れるということだが、実際、平均的にみると風の吹きかたとか、太陽の照り方によって、実際には容量いっぱいまでは行かない。特にシナリオ①と②を比べると、①はポテンシャルに合わせる、②の方はポテンシャルよりも偏在を緩和するため、かなり無理をして偏在を緩和するように設置するシナリオとなっている。

だが、実際には風力など、本当はポテンシャルとしてあまりよくないところに設置すれば風もあまり吹かないかもしれず、再エネ合計で 7,400 万 kW とあるが、実際には実効的な出力としては低いかもしれない。

よって、色んなシナリオを検討するときに、特に風力、太陽光であれば、キャパシティ・バリューの観点から実際に実効的に出て来るアウトプットがどれくらいなのかにも注意してやっていただきたい。今後の課題だと思うが、よろしくお願ひしたい。

→ (事務局) 何点かご意見を頂いたが、加藤委員と樋口委員からのご指摘、それから岩船委員からのご指摘に共通するのが、調整力、周波数維持を含めて、安定供給がちゃんとできるよゆうという事かと思う。まさに調整力のところは、非常に重要な論点だと思っているが、広域機関に調整力等に関する委員会という委員会があり、そもそも調整力の持ち方はどうするかと言ったところを検討して行くところである。

基本的には足元で、まずは検討するものだと考えているが、更なる長期に、これくらい再エネが入って来るという状況において、どれくらい調整力をそもそも持つ必要があるのか、また、先ほど連系線の活用という事もあったが、広域周波数調整という仕組みも広域機関の方で導入しようと考えており、その広域周波数調整を利用するにあたり、どれくらいこの連系線の利用枠を確保しないとイケないかなど、検討が相当レベルの高いものになってくると思っている。

したがって、どこまですぐ出来るかという事は、また難しいところもあるかもしれないが、ご指摘の点を踏まえながら、委員の皆様のご知見をいただきながら、検討を進めたいと考えている。

福田委員からご指摘頂いた、その変化ケースについても、ご発言の通りで、このシナリオひとつで答えが出るというものではないと考えており、色々将来の電源構成を見通すことができない中で、やはり幅を持って考えて行く必要があると考えている。

4. 一般負担の上限額設定に関する検討状況について

- ・事務局より資料 4 により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

[主な議論]

(川崎委員代理) 二つ意見させて頂く。一つ目は、4 ページ目の二つ目のポツで記載いただいている通りであるが、火力事業者からすると今回費用負担が増加する方向の議論になるため、十分慎重な議論をお願いしたい。

二つ目は、6 ページ、7 ページ目に過去の負担金の実績が提示されており、これは、これでひとつ重要な情報だが、今回系統増強の費用負担がどうなるかというところの議論でもあり、系統増強部分の工事費単価がどのくらいかと、それに付随して電源線部分の工事費単価がどれくらいかというのもひとつ重要な情報であるため、そのあたりの情報も是非収集していただければと思う。

(岩船委員) 質問であるが、6 ページ、7 ページ目は、これは基本的に再エネ、いわゆる太陽光とかが多いと考えてよいか。この対象となっている電源は何か。

→ (事務局) いま岩船委員にご質問いただいた件であるが、こちら太陽光、風力、火力、すべての電源種を対象としているが、データのほとんどは太陽光、風力のものになっている。

→ (岩船委員) これを容量ごとに整理可能か。可能であればお願いしたい。

→ (事務局) データとしてはいただいており、その整理もできる。どのようなかたちで説明できるかも含めて、検討させていただきたい。

最初のご意見である、4ページのところについては、火力、再エネ含めて、どのレベルがちょうどいいかについて、それぞれの影響を勘案して検討していきたいと思っている。また6, 7ページについても先ほど岩船委員からいただいた話と一緒に、どういう整理ができるか検討したいと思う。

5. まとめ

(古城委員長) 最後に、今日メインで議論したのは、資料1の東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の基本要件及び受益者の範囲であった。その中で、今回事務局から提示した金額は、基本的にはガイドラインに従って整理しまとめたものであるが、その背後にある色々な考え方について様々なご意見があった。この点については、宿題として今後検討する事にしたいと思うが、今回はこの案の通りで進めるという点で異存がなければ、FCも含め、これで進めさせて頂きたい。(意見なし。)

では、そういうことでご承諾いただいた。

それでは最後に寺島理事からご挨拶をお願いする。

(寺島理事) 最後に一言だけご挨拶させていただく。4月の24日、第一回から、月に約一回のペースで、5回のこの委員会、ご審議いただいたことに感謝申し上げます。

いま委員長にまとめていただいたとおりに、この基本要件および受益者の範囲については、評議員会の方に付議させて頂きたいと思う。ご指摘いただいた通り、一部わかりにくいところもあるかと思うが、宿題とさせて頂き、考え方、ガイドラインのところなど、別途ご説明させて頂きたいと思う。併せて、広域機関としての説明責任という話もあったが、わかりやすい説明ができるように今後ともしっかりやって行きたい。

今後は、実施案及び実施主体の決定ということで、プロセスの後半に入っていくことになるが、今後ともご審議方、よろしくをお願いしたい。

6. 閉会

(古城委員長) これにて本日の議事はすべて終了した。事務局から連絡事項は。

(事務局) 本日の議事録だが、いつものように事務局で作成し、委員の皆さまの確認の後ホームページで公表する。次回の委員会は10月16日金曜日15時から、場所はこちらで行う。

(古城委員長) これにて第5回広域系統整備委員会を閉会する。